

参考資料

(これまでの介護給付費分科会資料より抜粋)

1. 居宅介護支援

論点2

認知症加算及び独居高齢者加算については、個人の心身の状況や家族の状況等に
応じたケアマネジメントの提供であり、ケアマネジャーの基本の業務であることを踏まえ、
加算による評価ではなく、基本報酬に包括化し評価を見直してはどうか。

対応案

- 認知症加算及び独居高齢者加算については、個人の心身の状況や家族の状況等に
応じたケアマネジメントの提供であり、ケアマネジャーの基本の業務であることを踏ま
え、加算による評価ではなく、基本報酬に包括化し評価を見直す。

2

居宅介護支援における各種加算の取得状況

	特定事業所加算 I	特定事業所加算 II	初回加算	入院時情報連携 加算(I)	入院時情報連携 加算(II)
居宅介護支援	1.74% (0.70%)	47.85% (24.77%)	4.34%	0.91%	0.20%

※受給者に占める割合。特定事業所加算の（ ）内は加算を取得した事業所の占める割合。

	退院・退所 加算	認知症加算	独居高齢者加 算	小規模多機能 型居宅介護事 業所連携加算	複合型サービ ス事業所連携 加算	緊急時等居宅 カンファレンス 加算
居宅介護支援	1.10%	21.77% (85.47%)	12.10% (78.53%)	0.03%	0.003%	0.01%

※受給者に占める割合。認知症加算・独居高齢者加算の（ ）内は加算を取得した事業所の占める割合。

出典：介護給付費実態調査（平成26年5月審査分）

論点3

正当な理由のない特定の事業所へのサービスの偏りの割合が90%以上である場合については減算の適用になるが、公平・中立性の確保の更なる推進の観点から、適用割合や対象サービスの範囲を見直してはどうか。

対応案

- ケアマネジメントの質を確保する観点から、正当な理由のない特定の事業所へのサービスの偏りの割合が90%以上である場合について減算を適用しているが、減算を適用する割合を引き下げる方向で見直す。
- 対象サービスの範囲については、現在訪問介護、通所介護、福祉用具貸与が対象であるが、対象サービスの限定を外す方向で見直す。

※居宅介護支援の給付管理の対象となるサービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めるものに限る。）

4

(参考) 特定事業所集中減算における適用除外(正当な理由)の範囲

正当な理由なく、当該事業所において前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスのうち、訪問介護サービス等について、特定の事業所の割合が90%以上である場合に減算。ただし、当該事業所のケアプラン数が一定数以下である場合等、90%を超えることについて以下の通り正当な理由がある場合を除く。

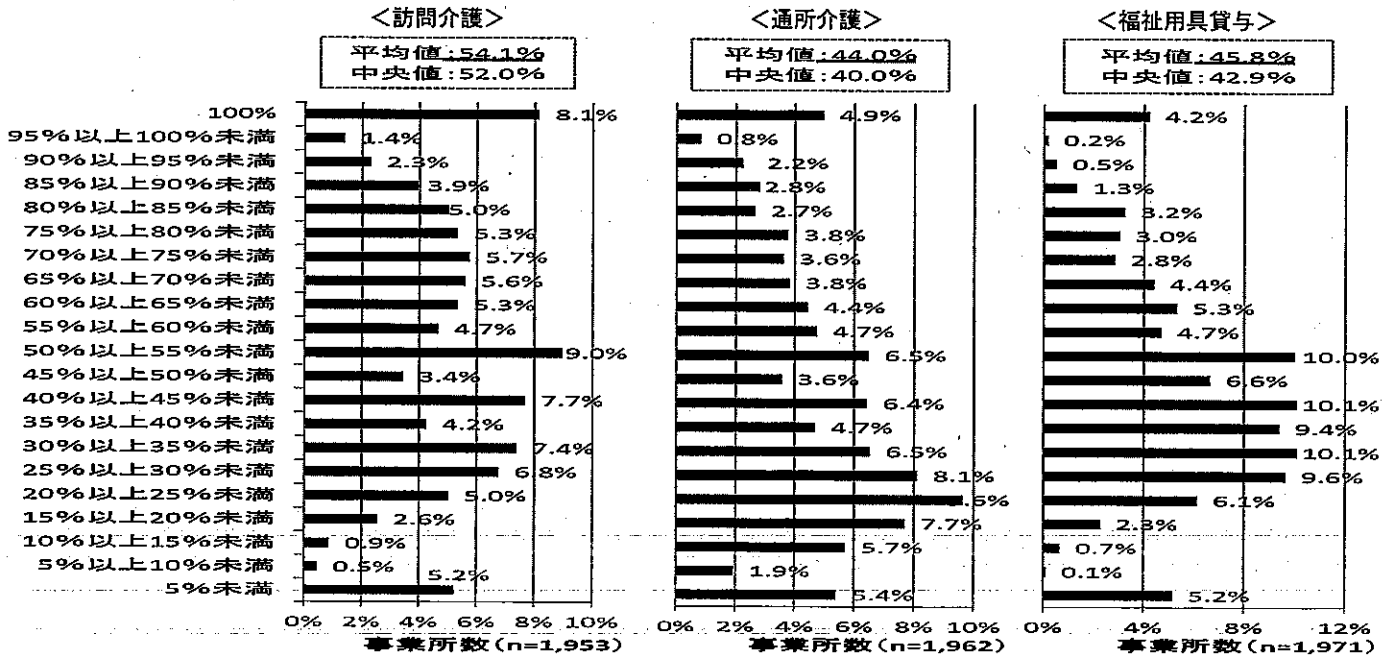
- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合
紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- ④ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合
- ⑤ その他正当な理由と都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)が認めた場合

5

紹介率最高法人の占める割合

○各事業所のケアプランに位置づけられるサービスについて、紹介率最高法人(※)が占める平均割合を見ると、訪問介護で54.1%、通所介護で44.0%、福祉用具貸与で45.8%となっている。

紹介率最高法人への集中度別の事業所割合

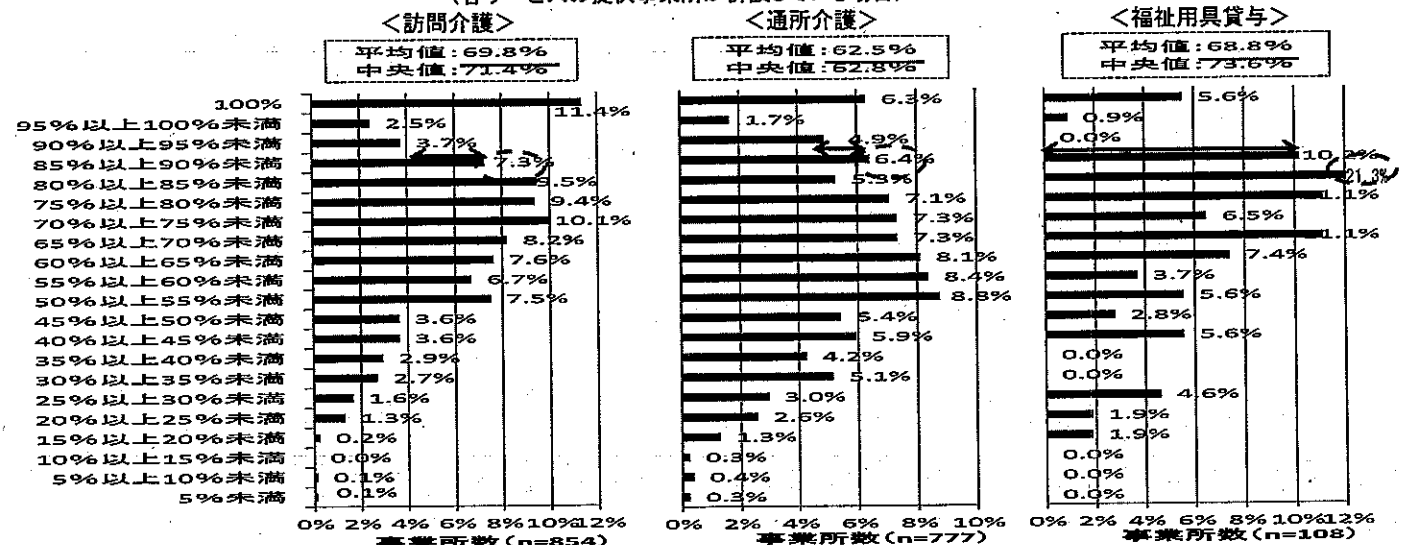


※紹介率最高法人とは、利用者それぞれのケアプランに位置付けられた同一のサービスについて、当該サービスを提供する法人のうち、最も多く利用されている法人のこと。
 【出典】平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成26年度調査)「集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査研究事業 速報値」

紹介率最高法人の占める割合 (サービス提供事業所が居宅介護支援事業所と併設の場合)

- サービス提供事業所が居宅介護支援事業所と併設している場合、紹介率最高法人(※)の占める平均割合はそれぞれ69.8%、62.5%、68.8%と増加しており、サービス提供事業所と併設の場合は、特定事業所への集中が大きい傾向となっている。
- 90%以上95%未満と85%以上90%未満の間で、紹介率最高法人の占める割合の差が大きい状況が見られる。
- 紹介率最高法人の占める割合が90%から80%の間で、一旦高くなる状況が見られる。

紹介率最高法人への集中度別の事業所割合
(各サービスの提供事業所が併設している場合)

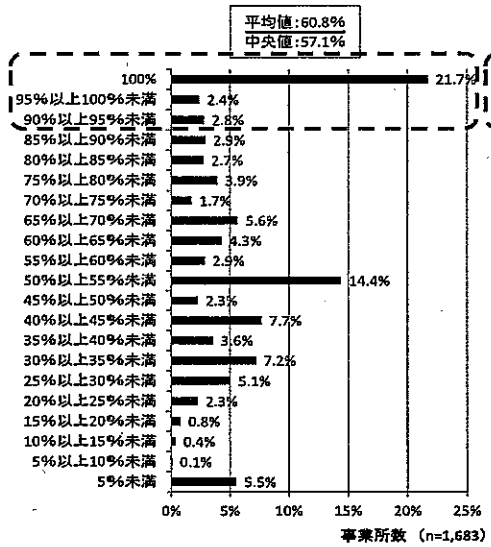


※紹介率最高法人とは、利用者それぞれのケアプランに位置付けられた同一のサービスについて、当該サービスを提供する法人のうち、最も多く利用されている法人のこと。
 【出典】平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成26年度調査)「集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査研究事業 速報値」

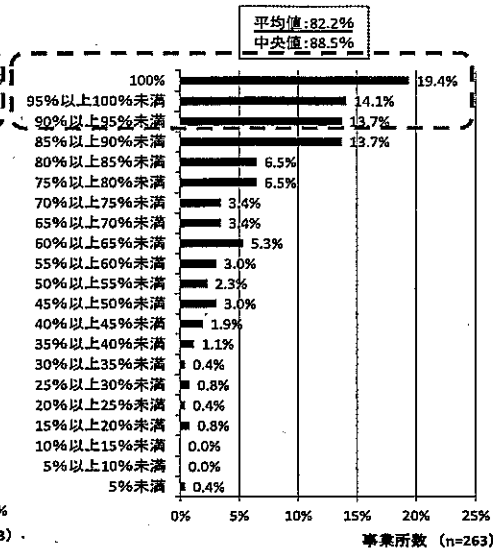
特定事業所への集中度別の事業所数割合（通所リハビリテーション）

- 通所リハビリテーションについて、紹介率最高法人が占める割合の平均は60.8%であり、居宅介護支援事業所とサービス提供事業所が併設する場合は82.2%に増加する。
- 各サービスについて紹介率最高法人への集中度が90%以上の場合でも特定事業所集中減算が適用されている割合は少ない。正当な理由があり、減算の対象外となっている場合が多いと見られる。

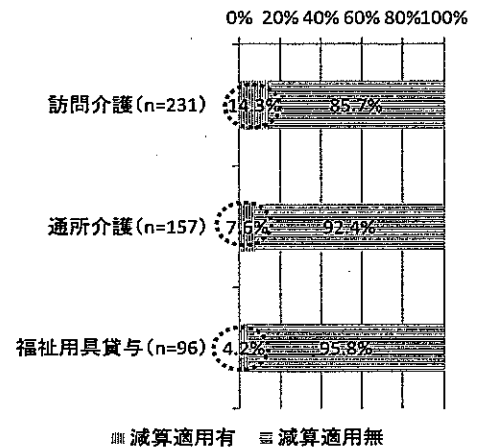
通所リハビリテーションの
紹介率最高法人への集中度別事業所割合



通所リハビリテーションの
紹介率最高法人への集中度別事業所割合
(提供事業所が併設している場合)



紹介率最高法人への集中度90%以上の
事業所における特定事業所集中減算適用状況



【出典】平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成26年度調査)「集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査研究事業 速報値」

第115回 介護給付費分科会
(H26.11.19)資料より抜粋

質の高いケアマネジメントを実施している事業所の評価の推進について

13

論点4

質の高いケアマネジメントを実施している事業所の評価を推進するため、特定事業所加算について、算定要件の見直しを図ってはどうか。

対応案

- 質の高いケアマネジメントを実施している事業所の評価という観点から、主任介護支援専門員等の人員配置要件の強化や、法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備について、算定要件に追加する。
- 特定事業所加算の算定要件のうち、「要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の50以上であること。」については、実態に即した緩和を行う。

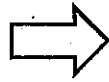
質の高いケアマネジメントを実施している事業所の評価の推進について

【イメージ図】

〔現行〕

〔改正案〕(要件に変更のある部分)

特定事業所加算 I



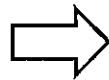
(新)特定事業所加算 I (特定事業所加算 I 相当/月)

- ・主任介護支援専門員の人員配置要件の強化
- ・中重度の利用者の占める割合の要件の緩和
- ・法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備

(新)特定事業所加算 II (特定事業所加算 II + α /月)

- ・介護支援専門員の人員配置要件の強化
- ・法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備

特定事業所加算 II



(新)特定事業所加算 III (特定事業所加算 II 相当/月)

- ・法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備

10

(参考) 特定事業所加算の算定要件について

特定事業所加算

質の高いケアマネジメントを提供する事業所に対する加算

- ・特定事業所加算 (I) 500単位/月
- ・特定事業所加算 (II) 300単位/月

【特定事業所加算 (I)】

- ① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。
- ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。
- ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～要介護5である者の割合が5割以上であること。
- ⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。
- ⑧ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ⑨ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑩ 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が40件以上でないこと。

【特定事業所加算 (II)】

- 特定事業所加算 (I) の①、③、④、⑥、⑦、⑨及び⑩を満たすこと並びに常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。

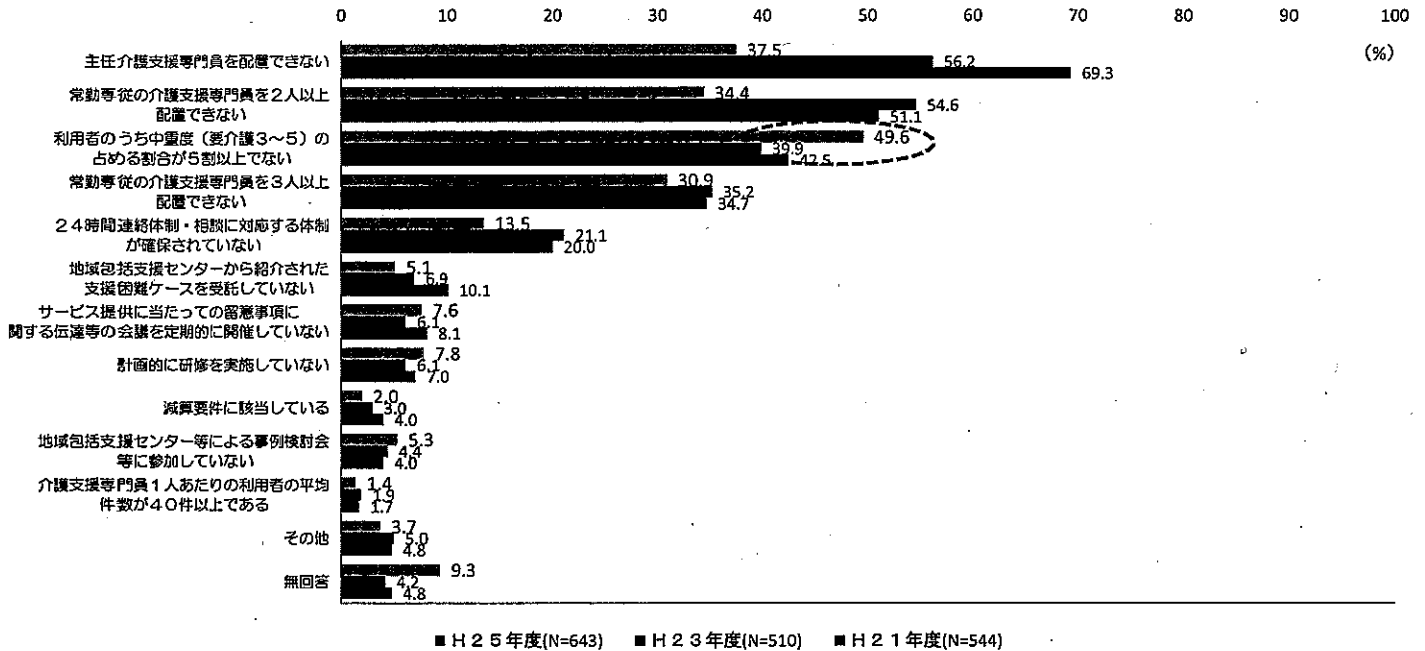
※ (I)、(II)の算定はいずれか一方に限る。

11

特定事業所加算が取れない理由

○ 必要な人員を配置すること、中重度者の受入れが困難なことが加算を取得しにくい理由となっている。

特定事業所加算が取れない理由（複数回答）

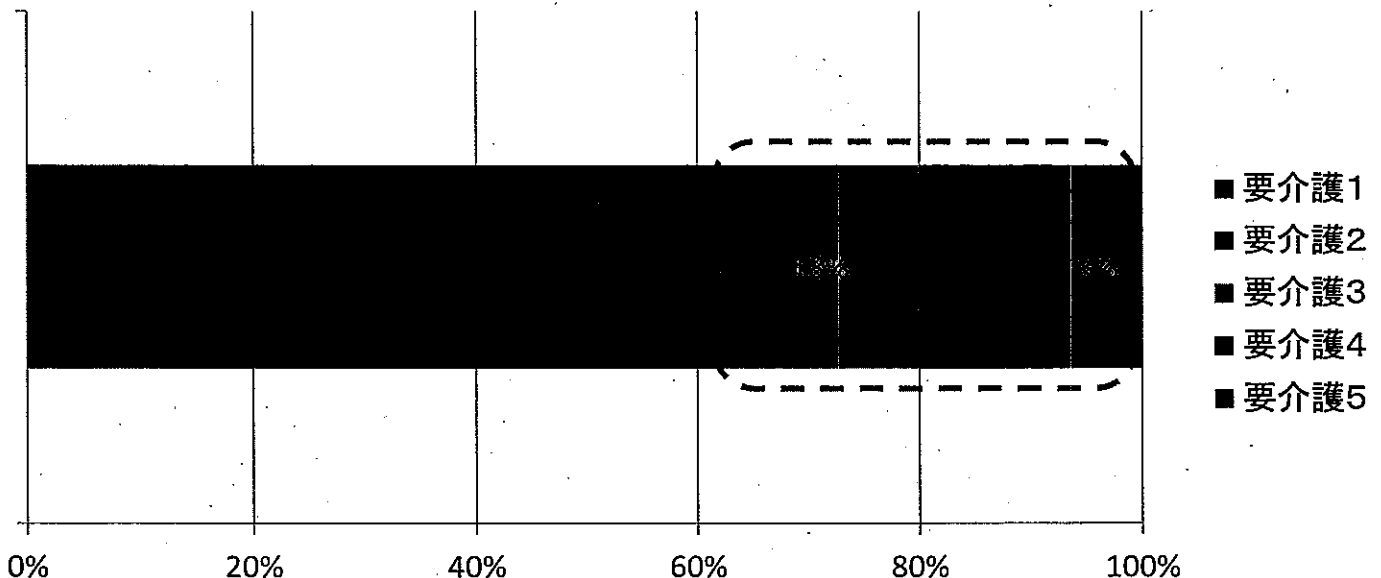


出典(株)三菱総合研究所「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」(平成25・21年度・19年度老人保健健康増進等事業)
 (株)三菱総合研究所「居宅介護支援事業所における介護支援専門員の業務および人材育成の実態に関する調査」(平成23年度老人保健健康増進等事業)
 厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告」(平成21・24年度)

居宅介護支援における要介護度別利用者数の割合

○ 居宅介護支援における要介護度別利用者数の割合については、要介護状態区分3、4及び5で38%を占める。

居宅介護支援における要介護度別利用者数の割合



【出典】厚生労働省「介護給付費実態調査報告」(平成25年5月～平成26年4月分)

主任介護支援専門員の概要と研修受講者数

- 主任介護支援専門員研修は、平成18年度から平成24年度までの累計で4万3千人以上が受講している。

主任介護支援専門員の概要

【業務内容】

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務を実施。

【役割】

他の介護支援専門員に適切な助言・指導を行うことができ、また、地域における包括的・継続的なケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整や、さらに事業所における人事・経営管理、利用者の視点にたつてフォーマルサービスやインフォーマルサービスの質・量を確保し、改善できるような提案などを行うことが求められる。

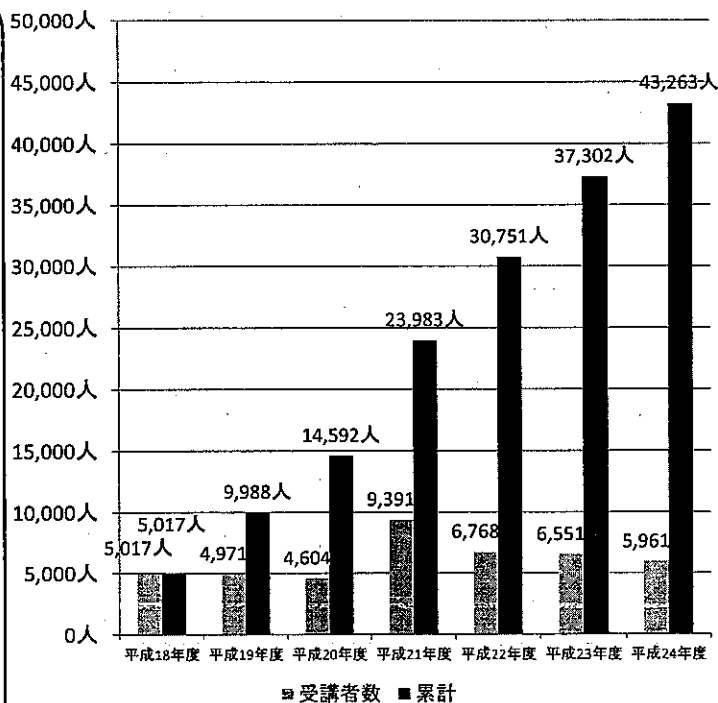
【活動の場】

- 「地域包括支援センター」における指導者の介護支援専門員
- 一定規模以上の事業所で、他の介護支援専門員に対する助言・指導など

【受講要件】

介護支援専門員として一定の実務経験（実務経験5年以上の専従者等）

主任介護支援専門員研修事業受講者数



【出典】厚生労働省調べ

14

介護支援専門員実務研修における実習について

介護支援専門員研修課程の見直しに伴い、実務研修の実習については、

- ・ケアマネジメントの実践現場の実態を認識する機会
- ・実施上の効果を高めるため、指導方法を強化

の観点で内容を見直し、実施要綱(※)において、実習における留意点を新たに記載
このため、実務研修の実習の実施に当たっては、居宅介護支援事業所の協力が必要

※「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(平成26年7月4日老発0704第2号)

(別紙1)介護支援専門員実務研修実施要綱

介護支援専門員実務研修実施要綱(抜粋)

4 研修実施上の留意点

(1) 研修実施方法

イ 実習における留意点

実習先としては、特定事業所加算を取得している事業所のような指導体制が整っている事業所で行うことが適切であり、主任介護支援専門員が配置されている事業所に協力してもらうことが適当である。

実習に当たっては、一つの事例だけではなく、複数の事例についてケアマネジメントプロセスを経験することが効果的であり、アセスメントからモニタリングまでの一連のケアマネジメントプロセス(同行等による利用者の居宅訪問、サービス担当者会議開催のための準備や当該会議への同席も含む)を経験することが適当である。なお、実習期間中にサービス担当者会議が開催される機会がなく、会議に同席できなかった場合には、実習先の指導者によって、サービス担当者会議の準備や会議当日の議事進行の方法等を説明することにより理解を促すこと。

実習においては、事前に実習に係る対象者等の同意を得るとともに、特に対象者の安全の確保や知り得た秘密の厳守について万全を期すよう受講者に周知徹底すること。

15

論点5

新しい総合事業の導入に伴い、多様な主体により多様な形態で提供されるサービスが介護予防サービス計画に位置付けられていくことを踏まえ、適正に評価し、基本報酬を見直してはどうか。

対応案

- 介護予防支援について、予防訪問介護と予防通所介護が新しい総合事業に移行することに伴い、多様な主体により多様なサービス形態で提供されるようになり、介護予防サービス計画に位置付けられていくことを踏まえ、適正に評価し、基本報酬を見直す。

新しい総合事業のサービスの類型について

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当		多様なサービスの例		
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑥訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

新しい総合事業のサービスの類型について

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービスの例		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

2. 訪問系サービス

(1) 訪問介護